

仕様書

- 1 件 名 保育所樹木剪定（害虫防除・駆除）等作業
- 2 履行場所 府中市立保育所 10 か所（別表及び定期点検一覧のとおり）
- 3 業務内容

保育所内の樹木に害虫がつかないよう健康な樹木を維持するために、剪定防除をおこなう。時期は1月と2月に施設調整のうえ実施する。

樹木に害虫及びそれに類する害虫が発生した場合は、害虫が発生した箇所の剪定防除（害虫駆除）を行う。また、剪定防除の一環として、枝や葉が伸びた樹木が弱り翌年度に害虫等が大量発生しないよう定期的に樹木の剪定、刈り込みを、市（保育所）の依頼に応じて行う。

（1）実施要領

防除（駆除）作業は迅速に実施すること。（連絡当日もしくは翌日には現場確認）剪定防除作業については、写真で記録すること。

作業に使用する駆除機材及び薬剤は受託者の負担とする。

作業に使用する車両及び駆除機材に係る燃料、駐車場料金等の経費は受託者の負担とする。

害虫の駆除方法は剪定防除を原則とする。やむを得ず薬剤防除する場合、使用する薬剤は東京都病虫害防除基準に基づくものを使用することとし、児童福祉施設であることを踏まえ、散布量、希釈倍率等に十分配慮すること。

薬剤噴霧する場合は、最小限の使用量でおこない、可能な限り周囲に薬剤が飛沫しないようにすること。

噴霧する方法は人力による噴霧器の背負いとし、高所の場合についてはホース等の使用を可とするが動力噴霧は不可。薬剤量が多くなり飛沫した薬剤により近隣及び児童に支障がないよう細心の注意を払うこと。

作業に使用する薬剤は、その管理・取扱いには十分注意し、児童福祉施設であることを踏まえ、事故のないよう万全の注意を払うこと。

作業に使用する薬剤は、特徴・効能・使用条件などを事前に市と打ち合わせること。

作業は、主に平日及び土曜日の9時30分から16時までの間とし、保育所の運営上支障が生じる時間帯（昼食や午睡時間帯等）を除く。なお、具体的な日時は事前協議のうえ決定すること。

市の承認なく、受託者の都合で作業日程を変更することは認められない。

(2) 注意事項

作業時の服装は安全に作業できるものとし、清潔感に十分配慮すること。

市民との対応には慎重を期し、軽率な判断、対応はしないこと。作業に伴い、市民等に迷惑をかけたときは、受託者の責任において速やかに解決を図ること。

受託作業中に事故が発生したときは、直ちに市に報告し、指示に従うこと。なお、受託者の過失により、市または第三者もしくはその両方に損害を与えたときは、受託者が補償の責を負う。

(3) 成果品の提出

作業実施の都度、作業報告書を提出する。作業報告書には、作業日・場所・駆除本数及び薬剤使用量を記載すること。

4 そ の 他

仕様に疑義のあるとき、または本仕様書に記載のない事項については、双方で協議のうえ決定する。

別表

対象保育所一覧

保育所名	所 在 地	電 話 番 号
北	府中市 新 町 1・6 4・ 1	042-363-9715
東	府中市 若松町 3・2 1・ 4	042-363-9716
西	府中市 美好町 3・2 3・ 2	042-362-8301
中央	府中市 晴見町 2・7・ 1 7	042-363-9713
北山	府中市 北山町 3・2 7・ 9	042-575-5771
住吉	府中市 住吉町 2・3 0・ 4 7	042-366-1426
本町	府中市 本 町 3・1 9・ 3	042-366-6886
三本木	府中市 府中町 3・2 3・ 1	042-365-6210
美好	府中市 美好町 2・ 4	042-366-5441
日吉	府中市 是政 1・1 0・ 1 4	042-363-9510

予定数量表

項 目	予定数量
高・中木剪定防除 幹周 5 9 c mまで	1 2 0 本
高・中木剪定防除 幹周 6 0 c m～1 1 9 c mまで	8 0 本
高・中木剪定防除 幹周 1 2 0 c m以上	2 8 本
高・中木 剪定（部分剪定）	6 0 本
伐根 幹周 3 0 c mまで（人力）	2 本
伐根 幹周 3 1 c m～5 9 c mまで（重機使用）	2 本
伐根 幹周 6 0 ～1 1 9 c mまで（重機使用）	2 本
伐根 幹周 1 2 0 c m以上（重機使用）	1 本
病虫害防除（薬剤）人力噴霧（背負い）	8 0 0 リットル

本町保育所は、令和 8 年度 12 月に移転予定のため、受注者は業務の実施に当たり、移転後の本町保育所の内容等について、事前に竣工図書その他関係資料や現地確認の上、実施すること。